

議案第五〇号

多 年 分 校 設 置 に 関 する 件

本町大字藤原、福吉、船山下、旭、福寺、五ヶ部各に、（第一日より）五ヶ部五日を以て、（第二日より）石の場、川本、分枝を改置するものとす。

設置場所

三朝町	大字藤原	一、二、六番の地
同	大字福山	二、六番の地
同	大字福山	二、三、二番の地
同	大字下旭	五、七、二番の地
同	大字福本	二、二、八番の地

理由

本町同は、横登、夢く、児童の通学、非常に不便につき、冬期向分校を改置して、利便を図る。

昭和二十八年十二月二十日提出

三朝町長 坂 出 雅

昭和二十八年十二月十八日議決

議長 天野 廉

